

青森県報

第二千六百九号

平成十八年
三月二十九日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 二

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三

道路の供用の開始…………… (同) …… 五

青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正…………… (都市計画課) …… 六

漁船保険付保義務の発生…………… (農林水産事務所) …… 七

公 告

土地改良区の合併の認可…………… (農村整備課) …… 七

県有地の売却に係る一般競争入札…………… (港湾空港課) …… 七

市街地再開発組合の事業計画変更の認可…………… (建築住宅課) …… 八

出 先 機 関

○土地改良区の役員の住所変更…………… (上北地方農林水産事務所) …… 九

○土地改良事業施行の認可…………… (同) …… 九

正 誤

規 則

○平成十五年十二月五日及び平成十六年四月五日定例告示中 (漁港整備課) …… 九

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則 (昭和三十七年二月青森県規則第八号) の一部を次のように改正する。

別表第一是川団地の項中「二百八戸」を「二百十九戸」に改める。
別表第二中

を

駐車区画C	二千円
駐車区画D	千九百円
駐車区画E	二千円

に改める。

第一号様式の表中3を次のように改める。

3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調々

高齢者世帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	非該当
(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)			

級一即療法の要の共通事項の2中②を次のように定める。

(2) 「3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」について

イ 申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた者で、かつ、同居予定者のいずれもが同日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。

ロ 申込者又は同居予定者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。

(イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの

(ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの

(ハ) 知的障害者で障害の程度が「精神障害」の1級又は2級に相当するもの

(ニ) 戦傷病者、被爆者、引揚者又はハンセン病療養所入所者

ハ 同居予定者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。

級一即療法の要の共通事項の3中「又は障害者等を含む世帯」を「、障害者等を含む世帯又は子育て世帯」に定める。

第七即療法の要の2を次のように定める。

2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ

高 齢 者 世 帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	非 該 当
	(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)		

第七即療法の要の共通事項の2中②を次のように定める。

(2) 「2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」について

イ 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者で、かつ、同居者のいずれもが同日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。

ロ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。

(イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの

(ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの

(ハ) 知的障害者で障害の程度が「精神障害」の1級又は2級に相当するもの

(ニ) 戦傷病者、被爆者、引揚者又はハンセン病療養所入所者

ハ 同居者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第1255号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定年月日
		名称	所在地	
名称又は氏名 有限会社介護センター太陽	認知症対応型共同生活介護	グループホームあさひ富田	青森市富田三丁目一六の五〇	平成一六・三・四
有限会社介護センター太陽	通所介護	デイサービスあさひ富田	青森市富田三丁目一六の五〇	"
有限会社幸寿	訪問介護	ヘルパーステーションまほろば	青森市大字石江四の四 字江渡八の四 字江渡四八の四 グールーバウス石江一階	"

青森県告示第二百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅支援事業者
	身体障害者居宅支援の種類
主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所
	名 称
所在地	所在地
年月日	指 定

図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	弘前柏線	後	前	後	後	前	八・五〇〇メートルから 八・五〇〇メートルまで	一、九九一・五〇メートル	
2	県道	五林平藤崎線	後	前	後	前	後	一・〇〇〇メートルから 一・〇〇〇メートルまで	六〇一・五〇メートル	
3	県道	八戸百石線	後	前	後	前	後	二・七〇〇メートルから 二・七〇〇メートルまで	二、五八一・〇〇メートル	
4	県道	南部田子線	後	前	後	前	後	五・四〇〇メートルから 五・四〇〇メートルまで	一、四八一・七〇メートル	

青森県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人くるみ	八戸市吹上二丁目一の一の三	ディスプレイ事業	身体障害者ディスプレイくるみ工房	八戸市大字是川字土間沢七の三	平成一六・三・一五
--------------	---------------	----------	------------------	----------------	-----------

13		12		11		10		9		8		7		6		5			
国		県		県		県		県		県		県		県		県			
道		道		道		道		道		道		道		道		道			
二七九号				戸来岳貝守線				中野北高岩停車場線		鳥屋部十日市線				苫米地兔内線					
むつ市大字関根字南関根三の二から むつ市大字関根字名子一の一まで		三戸郡三戸町大字貝守字杉沢上平一六の二六から 三戸郡三戸町大字貝守字杉沢三八まで		三戸郡三戸町大字貝守字北平一七の三まで 三戸郡三戸町大字貝守字深山一の一七九から		三戸郡三戸町大字貝守字深山国有林九〇林班から 三戸郡三戸町大字貝守字深山国有林九〇林班まで		三戸郡南部町大字中野字下家前四八の三から 三戸郡南部町大字杉沢字長森一の一まで		八戸市大字松館字上寺地六八の七から 八戸市大字松館字長根無番まで		三戸郡階上町大字鳥屋部字高道添二の一から 三戸郡階上町大字鳥屋部字平四の三まで		三戸郡南部町大字苫米地字焼屋敷二の八から 三戸郡南部町大字苫米地字上根岸七三の一まで		三戸郡三戸町大字袴田字留幅四二から 三戸郡三戸町大字袴田字下屋敷三六の一まで			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前		
六一・七〇〇メートルから 六五・〇〇メートルまで	一九・六〇〇メートルから 一九・五〇〇メートルまで	三六・八〇〇メートルから 三八・五〇〇メートルまで	一七・四〇〇メートルから 一七・〇〇〇メートルまで	三三・九〇〇メートルから 三三・〇〇〇メートルまで	二一・四〇〇メートルから 二一・〇〇〇メートルまで	四一・六〇〇メートルから 四二・五〇〇メートルまで	三一・五〇〇メートルから 三〇・〇〇〇メートルまで	五〇・七〇〇メートルから 五〇・五〇〇メートルまで	二一・五〇〇メートルから 二一・五〇〇メートルまで	四〇・九〇〇メートルから 四〇・五〇〇メートルまで	二〇・五〇〇メートルから 二〇・五〇〇メートルまで	一一・五〇〇メートルから 一一・五〇〇メートルまで	一九・九〇〇メートルから 一九・五〇〇メートルまで	一一・七〇〇メートルから 一一・〇〇〇メートルまで	一三・三〇〇メートルから 一三・五〇〇メートルまで	四四・七〇〇メートルから 四四・〇〇〇メートルまで	八五・五〇〇メートルから 八五・〇〇〇メートルまで		
九三・七〇メートル	九三・七〇メートル	一、三〇四・〇〇メートル	一、三三三・四〇メートル	一、九二九・八〇メートル	一、九三一・四〇メートル	八六九・七〇メートル	八八四・三〇メートル	二、八九二・八〇メートル	二、九四五・八〇メートル	二、二六六・八〇メートル	二、二九六・四〇メートル	四五七・二〇メートル	四五三・三〇メートル	一、〇七五・八〇メートル	一、〇七五・八〇メートル	五三〇・〇〇メートル	五四二・〇〇メートル		

県道 妙堂崎五所川原線	県道 赤川下北停車場線	国道 三三八号	国道 二七九号	県道 戸来岳貝守線	県道 中野北高岩停車場線	県道 鳥屋部十日市線	で
つがる市柏広須志野田九八の一からつがる市柏稲盛幾世四の一まで	むつ市赤川町二二の五からむつ市赤川町九の二まで	むつ市川内町松山国有林二四二林班い小班からむつ市脇野沢源藤城国有林二六三林班い ² 小班まで	下北郡佐井村大字長後字喜平治山六二の一から下北郡佐井村大字長後字沼ノ平六九の五まで	三戸郡三戸町大字貝守字杉沢平一六の二六から三戸郡三戸町大字貝守字杉沢三八まで	三戸郡三戸町大字貝守字深山国有林九〇林班から三戸郡三戸町大字貝守字深山国有林九〇林班まで	八戸市南郷区大字中野下家前四八の三から三戸郡南部町大字杉沢字長森一一の一まで	三戸郡階上町大字鳥屋部字高道添二の一から三戸郡階上町大字鳥屋部字平四の三まで
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百六十一号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号3の(一)中「同市」を「県道三沢十和田線交点（十和田市）」に、「まで」を「まで」に改め、同3の(二)を次のように改める。

(一) 一般国道七号（県道大鱈停車場線交点から県道弘前平賀線交点までの区間及び県道浪岡藤崎線交点から県道浪岡藤崎線交点までの区間に限る。）

第一号3の(五)を次のように改める。

(五) 一般国道百三三号

第一号3の(七)中「一般国道七号交点（青森市大字新城字平岡三九七の七）」を「新四戸橋」に改め、同3の(八)中「下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢」を「むつ市脇野沢桂沢」に改め、同3の(九)中「中里町」を「中泊町」に、「三厩村字本町」を「外ヶ浜町字三厩本町」に改め、同3の(十一)中「南津軽郡平賀町大字切明字山下」を「平川市切明山下」に改め、同3の(十七)を次のように改める。

(十七) 県道青森田代十和田線

第一号3の(二十三)を次のように改める。

(二十三) 県道天間館馬屋尻線（みちのく有料道路の区間に限る。）

第一号4の(一)及び(五)中「(県内全線)」を削る。

第三号1の(一)から(五)までの規定中「(県内全線)」を削り、同1の(六)から(十五)までを次のように改める。

(六) 一般国道百四号

(七) 一般国道二百七十九号

(八) 一般国道二百八十号

(九) 一般国道二百八十二号

(十) 一般国道三百三十八号

(十一) 一般国道三百三十九号

(十二) 一般国道三百四十号

(十三) 一般国道三百九十四号

(十四) 一般国道四百五十四号
(十五) 県道屏風山内真部線

第三号1中(十六)を削り、(十七)を(十六)とし、(十八)を(十七)とし、(十九)を(十八)とし、(二十)を(十九)とし、(二十一)を(二十)とし、(二十二)を(二十一)とし、(二十三)を(二十二)とし、(二十四)を(二十三)とし、(二十五)を(二十四)とし、(二十六)を(二十五)とし、(二十七)を(二十六)とし、(二十八)を(二十七)とし、(二十九)を(二十八)とし、(三十)を(二十九)とし、(三十一)を(三十)とし、(三十二)を(三十一)とし、(三十三)を(三十二)とし、(三十四)を(三十三)とし、(三十五)を(三十四)とし、(三十六)を(三十五)とし、(三十七)を(三十六)とし、(三十八)を(三十七)とし、(三十九)を(三十八)とし、(四十)を(三十九)とし、(四十一)の前に次のように加える。

(四十) 県道戸来十和田線(市道伝法寺藤島線交点から一般国道百二号交点までの区間に限る。)

第三号1に次のように加える。

(四十二) 市道伝法寺藤島線

第三号2の(二)から(四)までの規定中「(県内全線)」を削る。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第二百六十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡佐井村大字佐井字糠森二一四番地一 横 浜 松 雄	佐 井
下北郡佐井村大字佐井字糠森九六番地五 松 谷 勇 助	

下北郡佐井村大字佐井字大佐井二一四番地
津 田 勝 良

公 告

土地改良区の合併の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、福地土地改良区と小泉土地改良区の合併を平成十八年三月二十日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 福地土地改良区は、合併後存続する。
- 二 福地土地改良区は、定款を変更する。
- 三 小泉土地改良区は、合併により解散する。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	積
八戸市豊洲三の一三	雑種地	六、六〇〇・〇〇平方メートル

二 予定価格

一億千九百四十六万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市豊洲三の一三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年四月二十五日 午前十時十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

- 保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地、港湾交流施設用地、港湾文化施設用地、情報通信施設用地、国際業務施設用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十八年四月十八日午前十一時から、八戸市豊洲三の一三において現場説明

を行う。

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

青森駅前第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三年二月から平成十八年三月まで

三 施行地区

青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三三から二の三八まで、三の一、三の五二の一部、一〇一の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の二

五 設立認可の年月日

平成三年二月一日

六 変更内容

事業施行期間

変更前 平成三年二月から平成十八年三月まで
変更後 平成三年二月から平成十九年三月まで

七 変更認可の年月日
平成十八年三月十七日

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
和田土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項
の規定により公告する。

平成十八年三月二十九日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
監 事	山 崎 市 松	旧住所 上北郡下田町字瓢二二の一 新住所 上北郡おいらせ町瓢二二の一	平成一八・三・一

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する
同法第十条第一項の規定により、十和田市第二柳原地区土地改良事業共同施行石橋福
美ほか二十三人に係る次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十六日認可したので、
同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成十八年三月二十九日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

- 一 事業名 区画整理
- 二 地区名 第二柳原

正 誤

漁港漁場整備課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
				上	後ろから		
					一	一六三〇九〇・五九一	一六三一七・四五七
					二	二二九四四・二二八	二二八九四・六七六
					三	一六二九三二・七一九	一六二九五九・五八〇
					四	二二〇二九・八二〇	二二八〇九・〇九一
					五	一六二九二五・〇二二	一六二九六七・二八八
					六	二二〇四四・八五八	二二七九四・〇五四
						一六二九一〇・六七三	一六二九八一・六二六

																平成 二〇一 六 二 一 号			
																告示			
																第七六九号			
										四							三		
								上				上				下			
四	三	二	一	一	二	三	後ろから四	二	一	一	後ろから二	一	一〇	九	八	七			
二二〇七二・三五六	一六二九一〇・六七三	二二〇四四・八五八	一六二九五五・〇二二	二二〇二九・八二〇	一六二九三二・七一九	二二九四四・二二八	一六三〇九〇・五九一	二二九五〇・八一六	一六二九〇二・四二二	二二八九七・二九二	一六二九〇八・八九七	二二〇八四・二二八	一六二九三八・四八四	二二〇八三・〇一一	一六二九三八・九五九	二二〇七二・三五六			
二二七六六・五五六	一六二九八一・六二六	二二七九四・〇五四	一六二九六七・二八八	二二八〇九・〇九一	一六二九五九・五八〇	二二八九四・六七六	一六三一七・四五七	二二七八五・九六三	一六三〇二六・五〇九	二二七五九・七七〇	一六二九七九・三八五	二二七七八・三二八	一六三〇〇九・四三八	二二七七七・二二〇	一六三〇〇九・九一二	二二七六六・五五六			

平成
二六
三二
一
四
五
号

告示

第二六八号

二

下

二	三	四	後ろから五	八	七	六	五
二二九五〇・八一六	一六二九〇二・四二二	二二八九七・二九二	一六二九〇八・八九七	二二〇八四・二二八	一六二九三八・四八四	二二〇八三・〇一一	一六二九三八・九五九
二二七八五・九六三	一六三〇二六・五〇九	二二七五九・七七〇	一六二九七九・三八五	二二七七八・三二八	一六三〇〇九・四三八	二二七七七・二二〇	一六三〇〇九・九二二

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭